

バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程（新）	バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程（旧）
<p style="text-align: center;">バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程</p> <p style="text-align: right;">2023年4月26日 2023年度規程第2号</p> <p style="text-align: center;"><u>一部改正 2024年3月31日2023年度規程第45号</u></p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（交付の対象）</p> <p>第4条 機構は、第3条第1項に定める研究開発を行う者に対し、当該研究開発に必要な費用の一部を助成する。ただし、第28条に定める事項に該当する者が行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。</p> <p>第5条～第17条（略）</p> <p>（交付決定の取消）</p> <p>第18条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 助成事業者が、第28条の規定の誓約に違反したとき。</p> <p>九～十（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>第19条～第25条（略）</p>	<p style="text-align: center;">バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程</p> <p style="text-align: right;">2023年4月26日 2023年度規程第2号</p> <p>第1条～3条（略）</p> <p>（交付の対象）</p> <p>第4条 機構は、第3条第1項に定める研究開発を行う者に対し、当該研究開発に必要な費用の一部を助成する。ただし、第26条に定める事項に該当する者が行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。</p> <p>第5条～第17条（略）</p> <p>（交付決定の取消）</p> <p>第18条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 助成事業者が、第26条の規定の誓約に違反したとき。</p> <p>九～十（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>第19条～第25条（略）</p>

バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程（新）	バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程（旧）
<p><u>（データマネジメント）</u></p> <p><u>第26条 助成事業者は、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議）及び機構が公募時等に示す情報を踏まえて、研究開発により生じたデータのうち助成事業者が管理対象データとしたものについてデータマネジメントを行うものとする。</u></p> <p><u>（経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開）</u></p> <p><u>第27条 助成事業者は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）</u> <u>第65条第1項に規定する助成事業者の特許出願に係る明細書等（以下「明細書等」という。）に記載された発明について経済安全保障推進法第70条第2項に規定する保全指定がされている場合、当該特許出願に係る明細書等に記載された保全対象発明（経済安全保障推進法第70条第1項に規定する保全対象発明をいう。以下同じ。）の情報は、この規程に別段の定めがある場合を除き、機構に提示しないこととする。</u></p> <p><u>2 助成事業者は、助成事業者の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推進法第66条第1項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が内閣総理大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間、及び同法第67条第1項に規定された保全審査が行われている間、当該特許出願の明細書等に記載された発明に係る詳細な技術情報については、機構に提示しないこととする。ただし、当該特許出願の明細書等に記載された発明が、同法第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 助成事業者は、特許出願を予定している場合、当該特許出願の明細書等に記載する発明に係る詳細な技術情報を機構に提示しないこととする。ただし、当該発</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程（新）	バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程（旧）
<p><u>明が、同法第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、機構が助成事業の管理における必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたときは、助成事業者は、機構が指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を機構に提示するものとする。</u></p> <p>（暴力団排除に関する誓約）</p> <p>第28条 助成事業者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（契約の相手方の制限）</p> <p>第29条 助成事業者は、助成事業を実施するために締結する委託、売買、請負その他の契約（契約金額が100万円未満のものを除く。）をするにあたり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、助成事業の遂行上、当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不適當である場合は、機構の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。</p> <p>2～3（略）</p> <p>（改善点の指摘及び事業の廃止決定）</p> <p>第30条 助成事業者は、WGによる取組状況の確認等の実施のために、マネジメン</p>	<p>（暴力団排除に関する誓約）</p> <p>第26条 助成事業者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（契約の相手方の制限）</p> <p>第27条 助成事業者は、助成事業を実施するために締結する委託、売買、請負その他の契約（契約金額が100万円未満のものを除く。）をするにあたり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、助成事業の遂行上、当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不適當である場合は、機構の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。</p> <p>2～3（略）</p> <p>（改善点の指摘及び事業の廃止決定）</p> <p>第28条 助成事業者は、WGによる取組状況の確認等の実施のために、マネジメン</p>

バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程（新）	バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程（旧）
<p>トシートを機構の指定する期間内に機構に提出しなければならない。 2～7（略）</p> <p>（その他必要な事項）</p> <p>第31条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。</p> <p><u>附 則（2024年3月31日2023年度規程第45号）</u></p> <p><u>1. この規程は、2024年4月1日から実施する。</u></p> <p><u>2. ただし、第26条の規定は、2024年4月1日以後に交付決定（変更交付決定を除く。）を行う事業について適用する。</u></p> <p><u>様式第1 別添のとおり</u> <u>様式第2 別添のとおり</u> 様式第3～第11-1 略 <u>様式第11-2 別添のとおり</u> 様式第12～様式21 略</p>	<p>トシートを機構の指定する期間内に機構に提出しなければならない。 2～7（略）</p> <p>（その他必要な事項）</p> <p>第29条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。</p> <p>様式第1～第21 略</p>